

資料提供（投げ込み） 令和2年4月15日（水）	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

新型コロナウイルス感染症対策  
4月15日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
(第9回) 開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

4月15日開催津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）  
開催結果

1 決定事項

(1) 頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」  
の開設について（ビジネスサポートセンター）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業に支障をきたす市内事業者の皆様の事業継続支援として、市本庁舎1階ロビーにて商品の販売機会を次のとおり提供します。

・ 対象事業者

津市内に事業所（店舗）を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上減少した事業者（個人事業主を含む。）

・ 販売内容

新型コロナウイルス感染症の影響により在庫としてかかえてしまった野菜などの商品とし、今回の出店販売に際して新たに保健所の販売許可が必要なものは除きます。

・ 販売期間

4月20日（月）から5月29日（金）まで

・ 販売日時

毎週月曜日・火曜日・水曜日・金曜日（祝・休日を除く）

午前10時から午後3時まで

・ 販売条件・注意事項

出店料は無料とします。

出店ブースは1事業者45cm×180cmのテーブル1本分で、テーブル1本、パイプ椅子2脚は市で用意します。（その他販売に必要なつり銭・備品は各事業者で準備してください。）

なお、庁舎内での調理・加工及び電源等の使用はできません。

また、販売する飲食物に係る賞味期限、消費期限等については、食品衛生法等関連法規に基づき表示等を行っていただくとともに、商品に関するお客様からの問い合わせ、クレーム等については各事業者で責任を持って対応してください。

・ 申し込み開始日

4月16日（木）午前8時30分から

(受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分まで)

※ 詳細については、商工観光部経営支援課(電話 059-236-3355)までお問い合わせください。

※ 自然災害や不測の事態、また今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、出店を中止いただく場合があります。

(2) 市民窓口へのアクリル製間仕切り板の設置について(総務部)

市の各種窓口の利用者や職員の飛沫による感染拡大を防止し、市民の皆様が安心して窓口をご利用いただけるよう、市民と職員が対面により各種の手続き、相談等を行う市本庁舎及び各総合支所庁舎等の市民窓口にて、アクリル製間仕切り板を設置することとします。

なお、可能な限り早期に設置できるよう速やかに発注準備に取り掛かるとともに、設置に当たっては、特に多くの方がご利用いただく市民窓口から順次設置していきます。

(3) 会館、市民センター等におけるカラオケ及び卓球に関する活動の自粛要請について(市民部)

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第6回)で決定した公共施設の運営に際しての基本的な取り扱いに準じ、施設を利用する方々の安全を確保するため、4月17日(金)から5月6日(水)まで、次の施設におけるカラオケ及び卓球に関する活動の自粛を要請します。

なお、状況に応じ自粛を要請する期間を変更する場合があります。

- ・ 津市橋南市民センター
- ・ 津市雲出市民センター
- ・ 津市高茶屋市民センター
- ・ 津市白塚市民センター
- ・ 津市橋南会館
- ・ 津市新町会館
- ・ 津市津西会館
- ・ 津市城山会館
- ・ 津市南が丘会館
- ・ 津市豊が丘会館
- ・ 津市豊が丘おおぞら会館
- ・ 津市贄崎地区防災コミュニティセンター
- ・ 津市津南防災コミュニティセンター

※ 各総合支所管内の会館、市民センター等については、当該取り扱いに準じて対応します。

(4) キャンプ場等の施設の閉鎖について（商工観光部、建設部）

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）で決定した公共施設の運営に際しての基本的な取り扱いに準じ、キャンプ場等の広域的な集客機能を有する滞在型の次の施設については、4月18日（土）から一斉に閉鎖することとし、期間は、原則として、5月10日（日）までとします。

なお、状況に応じて延長する場合があります。

- ・ キャンプ場等
  - 錫杖湖畔キャンプ場（芸濃）
  - 矢頭中宮キャンプ場（一志）
  - 青山高原保健休養地（白山）
  - わかすぎの里（白山）
  - わかすぎの里大原オートキャンプ場（白山）
  - スカイランドおおぼら（美杉）
  - ヒストリーパーク塚原（美杉）
- ・ 宿泊施設
  - 錫杖湖水荘（芸濃）
- ・ 公園施設（閉鎖期間は当面の間を予定）
  - 浜風公園キャンプ場施設（香良洲）

(5) 市主催イベントの開催判断の考え方を見直しについて（危機管理部）

4月13日、三重県の県主催イベント開催基準の見直しを踏まえ、感染症防止対策の徹底を図るため、4月8日付け危第37号、健第98号で通知した「新型コロナウイルス感染症に係る津市主催のイベントの開催判断の考え方を見直しについて」の内容を再度見直し関係部局で対応することとします。

主な見直し点としては、緊急事態宣言が発出されている7都府県内、愛知県及び岐阜県内、北海道及び京都府など感染が多数確認されている道府県内で開催するイベントは、中止・延期することとし、また、参加者に事前に周知することとして、緊急事態宣言が発出されている7都府県、愛知県、岐阜県、北海道、京都府など感染が多数確認されている道府県にお住まいの方は参加できないことをお伝えすることを追記します。

## 2 報告事項

### (1) 第34回津市物産まつりの中止について報告（商工観光部）

5月16日（土）、お城西公園で開催を予定していた第34回津市物産まつりは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とします。

### (2) 市立小中学校及び義務教育学校並びに市立幼稚園の臨時休業について報告（教育委員会）

4月10日、三重県が「感染拡大阻止緊急宣言」を発表し、県内全ての県立学校を臨時休業とする方向性が示されたことを踏まえ、市においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び子どもたちの命と健康を最優先に考え、子どもたちへの感染拡大防止のための措置として、本市内全ての市立小中学校及び義務教育学校並びに市立幼稚園を4月15日（水）から5月6日（水）まで臨時休業とします。

また、授業日及び登園日を週1回設けることとし、やむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な児童及び園児の居場所を確保するため、小学校及び義務教育学校前期課程並びに幼稚園で受け入れる体制を整えるとともに、放課後児童クラブと学校で開所時間等を調整することにより児童の居場所を確保します。

さらに、学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒が家庭学習を適切に行うため、発達段階に応じた課題を準備する等の対応を行います。

※ 別紙：教育長メッセージ及び市長メッセージ

### (3) 市立幼保連携型認定こども園を利用する1号認定子どもの臨時休業について報告（こども政策担当）

4月10日、三重県から「感染拡大阻止緊急宣言」の発表があり、市においては、子どもたちへの感染拡大防止のため、市立幼保連携型認定こども園を利用する1号認定（教育標準時間認定）子どもの臨時休業を4月15日（水）から5月6日（水）まで行います。

また、週1回の登園日を設けることとし、就労等により保育の必要性の認定（施設等利用給付第2号認定）を受けて預かり保育を利用されている方や、やむを得ない事情により園児が家庭で過ごすことが困難な方については、継続して保育を実施します。

### (4) 津市産業・スポーツセンターの臨時休館について報告（スポーツ文化振

興部)

津市産業・スポーツセンターは、これまで指定管理者において、手指消毒液の配置、手洗励行や発熱者の来館遠慮に係る注意喚起、また、定期的な室内の拭き取りや外気換気を実施し、感染防止に努めた運営を行ってきましたが、「3つの密」を徹底的に排除し、2次感染の遮断とクラスターの発生を完全に防止するため、4月15日(水)から5月10日(日)まで、全館を休館とします。

なお、休館期間については、感染拡大の状況等を踏まえ、変更する場合があります。

(5) 老人福祉センター等におけるカラオケ及び卓球に関する活動の自粛要請について報告(健康福祉部)

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第6回)で決定した公共施設の運営に際しての基本的な取り扱いに準じ、施設を利用する方々の安全を確保するため、4月17日(金)から5月6日(水)まで、次の施設におけるカラオケ及び卓球に関する活動の自粛を要請します。

なお、状況に応じ自粛を要請する期間を変更する場合があります。

- ・ 津市まん中老人福祉センター
- ・ 津市たるみ老人福祉センター
- ・ 津市北部市民センター(北部老人福祉センター、北部コミュニティセンター)
- ・ 津市西部市民センター(西部老人福祉センター、西部コミュニティセンター)
- ・ 津市ふれあい会館(身体障害者福祉会館、母子寡婦福祉会館)

(6) 津市市民活動センターの利用について報告(地域連携担当)

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第6回)で決定した公共施設の運営に際しての基本的な取り扱いに基づき、4月17日(金)から5月6日(水)まで、津市市民活動センターにおける次の場所の利用を制限します。

- ・ 3階部分(ミーティングルーム、市民活動促進スペース)
- ・ 地下1階部分(津市市民活動センター地下窓口、会議室A、B及びC、研修室、レクリエーション室、市民オープンステージ)

なお、津市市民活動センター3階窓口、ワーキングルーム、市民活動オフィス及びロッカーは、利用を継続します。

※ 状況に応じ利用制限する期間を変更する場合があります。

(7) 公立児童館の利用自粛等について報告（こども政策担当）

市内の市立小中学校及び義務教育学校並びに市立幼稚園等が、感染拡大防止のため臨時休業を行う趣旨を踏まえ、4月15日（水）から5月6日（水）まで、次の公立児童館においても臨時休業する学校の児童等に対し利用自粛を要請します。ただし、保護者や家庭の事情により、その児童等への支援が必要な場合は、手指消毒液の配置、マスク着用の徹底などの感染対策を講じた上で受入れを行います。

また、4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、4月17日（金）から当分の間、卓球の利用を中止します。

なお、状況に応じ利用自粛期間を変更する場合があります。

- ・ 津市さくら児童館
- ・ 津市まん中こども館
- ・ 津市久居児童センター
- ・ 津市一志児童館
- ・ 津市川合児童館

(8) 学校の臨時休業に伴う給食中止による食材の対応について報告（教育委員会）

4月15日（水）から5月6日（水）まで、津市立の小中学校及び義務教育学校並びに幼稚園を臨時休業することに伴い、給食の提供を中止することとなり、給食に使用を予定していた食材は発注を取り止めたものの、一部の食材については、既に発注済みで納品が中止できないため、食品ロスを防ぐことを目的として、これらの食材を市民の皆様に購入価格の半額程度で販売することとし、次のとおり販売会を開催することとします。

購入していただきました食材は、市民の皆様の御家庭で御利用いただくため、転売を目的とする御利用は御遠慮願います。

- ・ 販売日時  
令和2年4月15日（水）、22日（水）及び24日（金）  
いずれも午前11時から午後3時まで  
なお、売り切れの場合は、その時点で終了とします。
- ・ 販売場所  
津市モーターボート競走場（津市藤方637番地）

- ・ 4月15日に販売予定の食材
  - じゃがいも（メイクイーン）
    - 価格300円 販売数455袋（1袋8個入り）
  - にんじん
    - 価格200円 販売数133袋（1袋4本入り）
  - 玉ねぎ
    - 価格100円 販売数256袋（1袋3個入り）
  - きゅうり
    - 価格100円 販売数125袋（1袋3本入り）
  - 小松菜
    - 価格100円 販売数250セット（200g入り2袋）
  - ねぎ
    - 価格100円 販売数 25セット（200g入り2袋）
- ・ 来場される方へのお願い
  - 食材は、袋詰めした物を販売しますが、購入された食材をお持ち帰りいただくためのマイバッグ等を御持参いただきますようお願いいたします。
  - また、小銭を御用意いただき、釣銭の要らないように御協力をお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染症対策として「3つの密」を回避するため御購入に当たりましては、お一人ずつ間隔を空けてお並びいただき、順番に販売いたしますので、お待ちいただく時間について御理解と御協力をお願いいたします。

（9）市・県民税の申告期限の延長について報告（税務・財産管理担当）

国税庁は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告期限・納付期限を4月16日（木）まで延長していた申告を4月17日（金）以降も柔軟に受け付けることとしたところですが、市においては個人の市・県民税の申告について、4月16日（木）までとしていた申告期限をさらに延長し、4月17日（金）以降についても受け付けることとします。

市・県民税の申告場所はこれまでと同様とし、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、できる限り郵送での申告書の提出を依頼してまいります。

また、市における所得税の確定申告相談は4月16日（木）で終了となる



ため、4月17日（金）以降は津税務署での申告を案内します。

(10) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

4月9日開設以降の「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」の相談状況は、4月14日までの土・日曜日を除く4日間で231件の相談がありました。

主な相談内容は、国の給付金や補助金に関する相談が143件で、約60%を占めています。

また、当案内窓口で完結した相談が197件、専門的な対応が必要として担当部局につないだ相談が34件でした。

これ以外に、3月25日に設置した「事業者向け相談窓口」では、14日までに256件の相談を受け付けました。

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）

令和2年4月15日（水）

午前10時～

本庁舎8階 大会議室A

- 1 三重県津保健所管内における令和2年4月14日の感染症患者の発生及び  
続報について報告（健康医療担当）
  
- 2 協議事項
  - （1）頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」  
の開設について協議（ビジネスサポートセンター）
  - （2）市民窓口へのアクリル製間仕切り板の設置について協議（総務部）
  - （3）会館、市民センター等におけるカラオケ及び卓球に関する活動の自粛要  
請について協議（市民部）
  - （4）キャンプ場等の施設の閉鎖について協議（商工観光部、建設部）
  - （5）市主催イベントの開催判断の考え方の見直しについて協議（危機管理部）
  
- 3 報告事項
  - （1）第34回津市物産まつりの中止について報告（商工観光部）
  - （2）市立小中学校及び義務教育学校並びに市立幼稚園の臨時休業について報  
告（教育委員会）
  - （3）市立幼保連携型認定こども園を利用する1号認定子どもの臨時休業につ  
いて報告（こども政策担当）
  - （4）津市産業・スポーツセンターの臨時休館について報告（スポーツ文化振  
興部）
  - （5）老人福祉センター等におけるカラオケ及び卓球に関する活動の自粛要請  
について報告（健康福祉部）
  - （6）津市市民活動センターの利用について報告（地域連携担当）
  - （7）公立児童館の利用自粛等について報告（こども政策担当）
  - （8）学校の臨時休業に伴う給食中止による食材の対応について報告（教育委  
員会）
  - （9）市・県民税の申告期限の延長について報告（税務・財産管理担当）
  - （10）津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況につ  
いて報告（危機管理部）
  
- 4 その他

## 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）

### 提案事項

#### 2 協議事項

##### (1) 頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の開設について協議（ビジネスサポートセンター）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業に支障をきたす市内事業者の皆様の事業継続支援として、市本庁舎1階ロビーにて商品の販売機会を次のとおり提供します。

- ・ 対象事業者

津市内に事業所（店舗）を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上減少した事業者（個人事業主を含む。）

- ・ 販売内容

新型コロナウイルス感染症の影響により在庫としてかかえてしまった野菜などの商品とし、今回の出店販売に際して新たに保健所の販売許可が必要なものは除きます。

- ・ 販売期間

4月20日（月）から5月29日（金）まで

- ・ 販売日時

毎週月曜日・火曜日・水曜日・金曜日（祝・休日を除く）

午前10時から午後3時まで

- ・ 販売条件・注意事項

出店料は無料とします。

出店ブースは1事業者45cm×180cmのテーブル1本分で、テーブル1本、パイプ椅子2脚は市で用意します。（その他販売に必要なつり銭・備品は各事業者で準備してください。）

なお、庁舎内での調理・加工及び電源等の使用はできません。

また、販売する飲食物に係る賞味期限、消費期限等については、食品衛生法等関連法規に基づき表示等を行っていただくとともに、商品に関するお客様からの問い合わせ、クレーム等については各事業者で責任を持って対応してください。

- ・ 申し込み開始日

4月16日(木)午前8時30分から

(受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分まで)

※ 詳細については、商工観光部経営支援課(電話 059-236-3355)までお問い合わせください。

※ 自然災害や不測の事態、また今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、出店を中止いただく場合があります。

(2) 市民窓口へのアクリル製間仕切り板の設置について協議(総務部)

市の各種窓口の利用者や職員の飛沫による感染拡大を防止し、市民の皆様が安心して窓口をご利用いただけるよう、市民と職員が対面により各種の手続き、相談等を行う市本庁舎及び各総合支所庁舎等の市民窓口には、アクリル製間仕切り板を設置することとします。

なお、可能な限り早期に設置できるよう速やかに発注準備に取り掛かるとともに、設置に当たっては、特に多くの方がご利用いただく市民窓口から順次設置していきます。

(3) 会館、市民センター等におけるカラオケ及び卓球に関する活動の自粛要請について協議(市民部)

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第6回)で決定した公共施設の運営に際しての基本的な取り扱いに準じ、施設を利用する方々の安全を確保するため、4月17日(金)から5月6日(水)まで、次の施設におけるカラオケ及び卓球に関する活動の自粛を要請します。

なお、状況に応じ自粛を要請する期間を変更する場合があります。

- ・ 津市橋南市民センター
- ・ 津市雲出市民センター
- ・ 津市高茶屋市民センター
- ・ 津市白塚市民センター
- ・ 津市橋南会館
- ・ 津市新町会館
- ・ 津市津西会館
- ・ 津市城山会館
- ・ 津市南が丘会館
- ・ 津市豊が丘会館
- ・ 津市豊が丘おおぞら会館
- ・ 津市贄崎地区防災コミュニティセンター

- ・ 津市津南防災コミュニティセンター

※ 各総合支所管内の会館、市民センター等については、当該取り扱いに準じて対応します。

(4) キャンプ場等の施設の閉鎖について協議（商工観光部、建設部）

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）で決定した公共施設の運営に際しての基本的な取り扱いに準じ、キャンプ場等の広域的な集客機能を有する滞在型の次の施設については、4月18日（土）から一斉に閉鎖することとし、期間は、原則として、5月10日（日）までとします。

なお、状況に応じて延長する場合があります。

- ・ キャンプ場等

錫杖湖畔キャンプ場（芸濃）

矢頭中宮キャンプ場（一志）

青山高原保健休養地（白山）

わかすぎの里（白山）

わかすぎの里大原オートキャンプ場（白山）

スカイランドおおぼら（美杉）

ヒストリーパーク塚原（美杉）

- ・ 宿泊施設

錫杖湖水荘（芸濃）

- ・ 公園施設（閉鎖期間は当面の間を予定）

浜風公園キャンプ場施設（香良洲）

(5) 市主催イベントの開催判断の考え方について協議（危機管理部）

4月13日、三重県の県主催イベント開催基準の見直しを踏まえ、感染症防止対策の徹底を図るため、4月8日付け危第37号、健第98号で通知した「新型コロナウイルス感染症に係る津市主催のイベントの開催判断の考え方について」の内容を再度見直し関係部局で対応することとします。

主な見直し点としては、緊急事態宣言が発出されている7都府県内、愛知県及び岐阜県内、北海道及び京都府など感染が多数確認されている道府県内で開催するイベントは、中止・延期することとし、また、参加者に事前に周知することとして、緊急事態宣言が発出されている7都府県、愛知県、岐阜県、北海道、京都府など感染が多数確認されている道府県にお住いの方は参加できないことをお伝えすることを追記します。

## 報告事項

### 3 報告事項

#### (1) 第34回津市物産まつりの中止について報告（商工観光部）

5月16日（土）、お城西公園で開催を予定していた第34回津市物産まつりは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とします。

#### (2) 市立小中学校及び義務教育学校並びに市立幼稚園の臨時休業について報告（教育委員会）

4月10日、三重県が「感染拡大阻止緊急宣言」を発表し、県内全ての県立学校を臨時休業とする方向性が示されたことを踏まえ、市においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び子どもたちの命と健康を最優先に考え、子どもたちへの感染拡大防止のための措置として、本市内全ての市立小中学校及び義務教育学校並びに市立幼稚園を4月15日（水）から5月6日（水）まで臨時休業とします。

また、授業日及び登園日を週1回設けることとし、やむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な児童及び園児の居場所を確保するため、小学校及び義務教育学校前期課程並びに幼稚園で受け入れる体制を整えるとともに、放課後児童クラブと学校で開所時間等を調整することにより児童の居場所を確保します。

さらに、学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒が家庭学習を適切に行うため、発達段階に応じた課題を準備する等の対応を行います。

※ 別紙：教育長メッセージ及び市長メッセージ

#### (3) 市立幼保連携型認定こども園を利用する1号認定子どもの臨時休業について報告（こども政策担当）

4月10日、三重県から「感染拡大阻止緊急宣言」の発表があり、市においては、子どもたちへの感染拡大防止のため、市立幼保連携型認定こども園を利用する1号認定（教育標準時間認定）子どもの臨時休業を4月15日（水）から5月6日（水）まで行います。

また、週1回の登園日を設けることとし、就労等により保育の必要性の認定（施設等利用給付第2号認定）を受けて預かり保育を利用されている方や、やむを得ない事情により園児が家庭で過ごすことが困難な方につい

ては、継続して保育を実施します。

(4) 津市産業・スポーツセンターの臨時休館について報告（スポーツ文化振興部）

津市産業・スポーツセンターは、これまで指定管理者において、手指消毒液の配置、手洗励行や発熱者の来館遠慮に係る注意喚起、また、定期的な室内の拭き取りや外気換気を実施し、感染防止に努めた運営を行ってきましたが、「3つの密」を徹底的に排除し、2次感染の遮断とクラスターの発生を完全に防止するため、4月15日（水）から5月10日（日）まで、全館を休館とします。

なお、休館期間については、感染拡大の状況等を踏まえ、変更する場合があります。

(5) 老人福祉センター等におけるカラオケ及び卓球に関する活動の自粛要請について報告（健康福祉部）

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）で決定した公共施設の運営に際しての基本的な取り扱いに準じ、施設を利用する方々の安全を確保するため、4月17日（金）から5月6日（水）まで、次の施設におけるカラオケ及び卓球に関する活動の自粛を要請します。

なお、状況に応じ自粛を要請する期間を変更する場合があります。

- ・ 津市まん中老人福祉センター
- ・ 津市たるみ老人福祉センター
- ・ 津市北部市民センター（北部老人福祉センター、北部コミュニティセンター）
- ・ 津市西部市民センター（西部老人福祉センター、西部コミュニティセンター）
- ・ 津市ふれあい会館（身体障害者福祉会館、母子寡婦福祉会館）

(6) 津市市民活動センターの利用について報告（地域連携担当）

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）で決定した公共施設の運営に際しての基本的な取り扱いに基づき、4月17日（金）から5月6日（水）まで、津市市民活動センターにおける次の場所の利用を制限します。

- ・ 3階部分（ミーティングルーム、市民活動促進スペース）
- ・ 地下1階部分（津市市民活動センター地下窓口、会議室A、B及びC、研修室、レクリエーション室、市民オープンステージ）

なお、津市市民活動センター3階窓口、ワーキングルーム、市民活動オフィス及びロッカーは、利用を継続します。

※ 状況に応じ利用制限する期間を変更する場合があります。

(7) 公立児童館の利用自粛等について報告（こども政策担当）

市内の市立小中学校及び義務教育学校並びに市立幼稚園等が、感染拡大防止のため臨時休業を行う趣旨を踏まえ、4月15日（水）から5月6日（水）まで、次の公立児童館においても臨時休業する学校の児童等に対し利用自粛を要請します。ただし、保護者や家庭の事情により、その児童等への支援が必要な場合は、手指消毒液の配置、マスク着用の徹底などの感染対策を講じた上で受入れを行います。

また、4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、4月17日（金）から当分の間、卓球の利用を中止します。

なお、状況に応じ利用自粛期間を変更する場合があります。

- ・ 津市さくら児童館
- ・ 津市まん中こども館
- ・ 津市久居児童センター
- ・ 津市一志児童館
- ・ 津市川合児童館

(8) 学校の臨時休業に伴う給食中止による食材の対応について報告（教育委員会）

4月15日（水）から5月6日（水）まで、津市立の小中学校及び義務教育学校並びに幼稚園を臨時休業することに伴い、給食の提供を中止することとなり、給食に使用を予定していた食材は、発注を取り止めものの、一部の食材については、既に発注済みで納品が中止できないため、食品ロスを防ぐことを目的として、これらの食材を市民の皆様に購入価格の半額程度で販売することとし、次のとおり販売会を開催することとします。

購入していただきました食材は、市民の皆様の御家庭で御利用いただくため、転売を目的とする御利用は御遠慮願います。

・ 販売日時

令和2年4月15日（水）、22日（水）及び24日（金）

いずれも午前11時から午後3時まで

なお、売り切れの場合は、その時点で終了とします。



- ・ 販売場所  
津市モーターボート競走場（津市藤方637番地）
- ・ 4月15日に販売予定の食材
  - じゃがいも（メイクイーン）  
価格300円 販売数455袋（1袋8個入り）
  - にんじん  
価格200円 販売数133袋（1袋4本入り）
  - 玉ねぎ  
価格100円 販売数256袋（1袋3個入り）
  - きゅうり  
価格100円 販売数125袋（1袋3本入り）
  - 小松菜  
価格100円 販売数250セット（200g入り2袋）
  - ねぎ  
価格100円 販売数 25セット（200g入り2袋）
- ・ 来場される方へのお願い  
食材は、袋詰めした物を販売しますが、購入された食材をお持ち帰りいただくためのマイバッグ等を御持参いただきますようお願いいたします。  
また、小銭を御用意いただき、釣銭の要らないように御協力をお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染症対策として「3つの密」を回避するため御購入に当たりますとは、お一人ずつ間隔を空けてお並びいただき、順番に販売いたしますので、お待ちいただく時間について御理解と御協力をお願いします。

（9）市・県民税の申告期限の延長について報告（税務・財産管理担当）

国税庁は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告期限・納付期限を4月16日（木）まで延長していた申告を4月17日（金）以降も柔軟に受け付けることとしたところですが、市においては個人の市・県民税の申告について、4月16日（木）までとしていた申告期限をさらに延長し、4月17日（金）以降についても受け付けることとします。

市・県民税の申告場所はこれまでと同様とし、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、できる限り郵送での申告書の提出を依頼していきま

す。

また、市における所得税の確定申告相談は4月16日（木）で終了となるため、4月17日（金）以降は津税務署での申告を案内します。

(10) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

4月9日開設以降の「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」の相談状況は、4月14日までの土・日曜日を除く4日間で231件の相談がありました。

主な相談内容は、国の給付金や補助金に関する相談が143件で、約60%を占めています。

また、当案内窓口で完結した相談が197件、専門的な対応が必要として担当部局につないだ相談が34件でした。

これ以外に、3月25日に設置した「事業者向け相談窓口」では、14日までに256件の相談を受け付けました。

令和2年4月14日

## 新型コロナウイルス感染症患者の発生について（第16例目） （第2報）

※下線部分を更新しました。

4月11日、新型コロナウイルス感染症が疑われる方について実施したPCR検査の結果が判明し、1名の方の陽性が確認されました。三重県内で判明した感染者としては第16例目となります。

患者情報（県内第16例目）

※4月8日（水）に名古屋市で発生した患者の濃厚接触者

(1) 年代 60代

(2) 性別 男性（日本籍）

(3) 居住地 津市

(4) 職業 会社員

(5) 症状・経過

4月 4日（土） 倦怠感あり（発熱なし）  
6日（月） 発熱症状あり（39.3℃）  
8日（水） 名古屋市から三重県に情報提供あり。  
9日（木） 帰国者・接触者外来（医療機関A）を受診し、検体採取。  
10日（金） PCR検査を実施。  
11日（土） PCR検査により陽性を確認。

<現在の症状>

軽症（解熱、喀痰）

(6) 行動歴

4月3日（金）まで愛知県内の勤務先に出勤（通勤には公共交通機関を利用）

4月4日（土）以降 自宅待機

※常時、マスク着用

※4月8日（水）に名古屋市で発生した患者との最終接触は3月30日（月）

(7) 今後について

・濃厚接触者は家族の方1名のみで、PCR検査の結果は陽性でした。

※陽性者は県内発生18例目の方です。

## 新型コロナウイルス感染症患者の発生について（第18例目）

4月14日、新型コロナウイルス感染症が疑われる方について実施したPCR検査の結果が判明し、陽性が確認されました。三重県内で判明した感染者としては第18例目となります。

○ 患者情報（県内第18例目）※16例目の方の濃厚接触者（妻）

（1）年代 50代

（2）性別 女性（日本籍）

（3）居住地 津市

（4）職業 介護士

（5）症状・経過

4月 9日（木） 微熱、頭痛出現

12日（日） 味覚障害・下痢症状出現

13日（月） 検体採取、PCR検査を実施。

14日（火） PCR検査により陽性を確認。

県内の感染症指定医療機関への入院を調整中

<現在の症状>

軽症（鼻水・倦怠感あり）

（6）行動歴

4月6日（月） 最終出勤日

7日（火） 自主的に自宅待機（夫が発症したため）

※ 通勤には自家用車を使用

※ 外出時は自家用車を使用し、マスク着用、発症後の外出なし

（7）今後について

・当該患者は発症前から出勤しておらず、感染拡大の可能性は極めて低いと考えています。

・施設職員や入所者には濃厚接触者に該当する方はいませんが、引き続き健康観察を行います。

令和2年4月14日

特別養護老人ホーム 報徳園  
施設長 千草 篤磨

「当園における新型コロナウイルス感染者の発生と濃厚接触者該当なし」  
に関するお知らせ

本日、当園の介護職員1名から、新型コロナウイルスの罹患者が発生いたしましたので、  
経緯につきまして、ご説明いたします。

なお、本件は、三重県が公表した第18例目に該当します。

- |      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 4月6日 | 当該職員の同居の夫に高熱あり（夫との接触は退勤後）            |
| 7日   | 当該職員はこの日より自宅待機                       |
| 9日   | 当該職員の同居の夫、PCR検査を実施<br>当該職員に微熱などの症状出現 |
| 11日  | 当該職員の同居の夫、新型コロナウイルス陽性反応（県内第16例目）     |
| 13日  | 当該職員のPCR検査を実施                        |
| 14日  | 当該職員に新型コロナウイルス陽性反応（県内第18例目）          |

※当該職員につきましては、体調不良はなかったものの、念のため4月7日から自宅待機  
をしております。

当園におきましては、厚生労働省による「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル  
改訂版」に基づき、園内の消毒や換気、職員のマスク着用、手指消毒を継続的に行っていま  
す。

今回の発症について、保健所から、「発症前から出勤しておらず、感染拡大の可能性は極  
めて低いと考えられ、当園において新型コロナウイルス発症者との濃厚接触者はいない」と  
の判断を頂きました。

今後も保健所の指導の下、入所者の方や職員の方の健康観察を行うと共に、関係各所と密に連  
絡を取り、感染拡大抑止と安全確保に必要な措置を取って参ります。

皆様には、多大なご心配をおかけすることを心よりお詫び申し上げます。何卒ご理解を賜  
りますようお願い申し上げます。

# 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版） －患者クラスター（集団）の迅速な検出の実施に関する追加－

国立感染症研究所 感染症疫学センター

令和2年3月12日版

本稿は、国内で探知された新型コロナウイルス感染症の患者（確定例）等に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条による積極的疫学調査を保健所が迅速に実施するため、作成されたものである。

（略）

## （用語の定義）

- 「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。
- 「疑似症患者」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された者」を指す。
- 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
  - ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を 含む）があった者
  - ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
  - ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。
- 「患者クラスター（集団）」とは、連続的に集団発生を起こし（感染連鎖の継続）、大規模な集団発生（メガクラスター）につながりかねないと考えられる患者集団を指す。これまで国内では、全ての感染者が2次感染者を生み出しているわけではなく、全患者の約10-20%が2次感染者の発生に寄与しているとの知見より、この集団の迅速な検出、的確な対応が感染拡大防止の上で鍵となる。

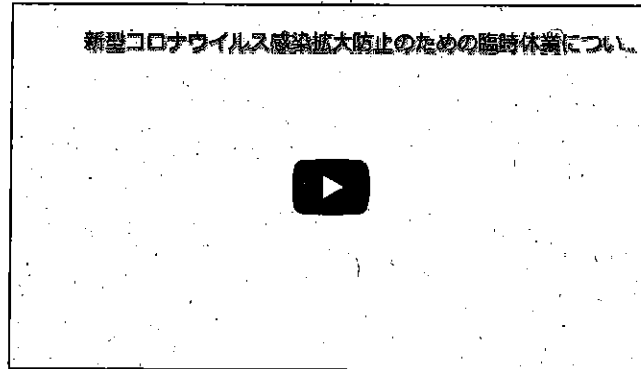
（略）

## 4月13日発表 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業について 教育長メッセージ・市長メッセージ(2)

このページを印刷

通常ページへ戻る

登録日:2020年4月13日



### 教育長メッセージ

令和2年4月10日、三重県から「感染拡大阻止緊急宣言」が出され、県内全ての県立学校を臨時休業とする方向性が示されました。

本市におきましては、これまで、鈴鹿市で行われた陸上競技の練習会において講師が感染者であった事例や南が丘小学校の教職員とPCR検査対象者との接触があった事例、いずれにおきましても、感染の状況や学校のリスク等を丁寧に検証し、子どもたちの安全を第一に、学校としての機能をできる限り保証できる方向性を検証しながら対応を進めてまいりました。

新学期が始まって、1週間、南が丘小学校については、10日に始業式、入学式が行われたばかりです。学級づくり等、とても大切な時期ですので、できるものならば、現状のまま行いたいという思いはあります。しかしながら、新学期が始まったものの、感染を心配して自主的に学校を休んでいる子どもたちの存在等、私自身、日に日に子どもたちや保護者の皆さんの不安な気持ちが増していることを感じています。そして、ここ数日、本市及びその周辺地域において感染者も認められています。子どもたちの安全、命を守ることに勝るものはありません。

そこで、万全を期した対応として、この度、本市内全ての市立小・中・義務教育学校及び幼稚園を令和2年4月15日から5月6日まで臨時休業とします。臨時休業の間、学校においては、週1回の授業日を設け、児童生徒の家庭学習状況の確認や補習等の学習指導、生徒指導、健康観察等を適切に行います。その際には、例えば、児童生徒が学年別・地域別等に分散して登校することとし、3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が重なる場を避けるとともに、手洗いや咳エチケットなど、感染拡大防止のための措置を講じます。

幼稚園においても、週1回の登園日を設け、園児の生活習慣の維持や健康観察等を行います。当該登園日も、学校と同様の感染の拡大防止のための措置を講じます。

また、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校においては、児童生徒が家庭学習を適切に行うため、発達段階に応じた課題を準備する等の対応をします。津市教育委員会からは、家庭学習ツールを学校及び家庭に紹介し、活用を促します。

児童及び園児の居場所の確保については、やむを得ない事情により、児童及び園児が自宅で過ごすことが困難な場合、当該児童及び園児を小学校及び義務教育学校前期課程並びに幼稚園で受け入れる体制を整えるとともに、放課後児童クラブについては、開所時間等を学校と調整することにより児童の居場所を確保します。

臨時休業については、様々なご意見があるかと思いますが、学校関係など、多くの皆様のご理解とご協力が必要です。どうぞよろしくお願いたします。

津市教育委員会教育長 森 昌彦

### 市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年4月15日から5月6日までの間、津市立の学校及び幼稚園の一斉臨時休業を実施することが、津市教育委員会から示されました。子どもたちの「命と健康」を最優先した決定を私は支持いたします。併せて津市立のこども園の1号認定子どもも臨時休業とします。

これまで津市立の小・中・義務教育学校においては、新型コロナウイルス感染者への接触者が生じた場合に、徹底的かつ個別にリスク対応し、学校再開に万全を期して4月6日及び10日に始業式を迎えました。学校に子どもたちの笑顔と歓声が戻り、教職員の努力により、日常の学校運営と児童生徒の学校生活が、ようやく軌道に乗ってきた状況にあると聞いています。

ところが、新型コロナウイルスの感染状況は、3月30日の11例目が東京からの出張者、4月9日の14例目が市外在住で津市への通勤者、そして11日の16例目が津市内在住者と、感染リスクは確実にひたひたと津市に忍び寄ってきています。

子どもたちの感染リスクが顕在化する中、このまま学校を個別に開きながら感染リスクを管理していくことは非常に難しくなりつつあると感じています。このような状況の中で、4月10日に三重県知事が三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」を発表いたしました。

日本全体に感染が拡大する中、全ての人々の懸命な努力で新型コロナウイルス感染の鎮静化を図るために、人と人との接触機会を減らし、移動の自粛を要請する三重県の考え方にに基づき、津市としても協力をさせていただきたいと考えます。

保護者の皆様からは、これまでも学校の休業や再開について様々なご意見をいただきました。また、子どもたちの安全と心の安定を願う学校現場の教職員の気持ちも多く聞いてまいりました。今回の判断は、現在、津市が置かれた状況を踏まえたものであり、日本の国として感染拡大を必死に阻止しようとしている姿勢に沿ったものと考えており、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

津市としましても、これまで経験のない事態に懸命に対処してくださる学校現場や放課後児童クラブ、放課後等デイサービスなどを、これからもしっかりとサポートさせていただきます。

津市立の小中学生、幼稚園児の皆さん、学校や幼稚園が再び休みになって寂しいと思いますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に皆さんの力を貸してください。よろしく申し上げます。

津市長 前菜 泰幸



津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）資料

■津市新型コロナウイルス感染症にかかる市相談窓口対応件数（令和2年4月14日 17:15 現在）

① 市民生活相談案内窓口（危機管理課）

月 日	1F 窓口	8F 窓口	電話	メール	目計
4月9日（木）	16	2	16	0	34
4月10日（金）	25	2	39	0	66
4月13日（月）	26	0	48	1	75
4月14日（火）	25	1	30	0	56
累計	92	5	133	1	231

② 事業所向け相談窓口（商業振興労政課）

月 日	窓口	電話	目計
4月8日まで	173	15	188
4月9日（木）	16	2	18
4月10日（金）	14	6	20
4月13日（月）	16	4	20
4月14日（火）	7	3	10
累計	226	30	256



令和02年04月13日

## 「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準」を見直しました (令和2年4月13日時点)

今般、県内外における感染状況に鑑み、令和2年4月3日に見直した開催基準について再度見直しました。

### 見直し事項

- ・基本的な考え方の見直し
- ・感染防止対策の見直し
- ・適用期間の延長(～5月6日)

### 1. 新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準 (令和2年4月13日時点)

#### (1) 基本的な考え方

新型コロナウイルスの急速な蔓延を受けて4月7日に政府から、「緊急事態宣言」が7都府県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県)に発出されました。

本県では、感染経路が不明な事例は確認されていないものの、感染が継続し、今まで発生していなかった地域へも拡大しています。

さらに、近隣県の愛知県においては感染者数の急増に加え、感染経路が判明しない件数も増えており、岐阜県においても直近1週間の増加数が前の週の2.5倍に増加し、新たなクラスターが判明するなど、本県の周辺における状況は急変しています。

こうした状況をふまえ、本県では4月10日に三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」を宣言しました。

については、県が主催するイベントについて、次のとおり取り扱うこととします。

- ・「緊急事態宣言」が発出されている7都府県内、感染拡大防止に連携して取り組む愛知県及び岐阜県内、2道府(北海道、京都府)など感染が多数確認されている道府県内で開催するイベントは、中止または延期とします。
- ・不特定の方が集まるイベントは、感染リスクが高いことから、中止または延期とします。
- ・参加者が特定できる場合においても屋内で50名以上が集まるイベントは、中止または延期とします。
- ・これら以外のイベントにあっても、開催することが適切なのか慎重に検討することとし、開催する場合は、(2)の感染防止対策を徹底的に実施するものとします。

#### (2) 開催する場合の感染防止対策

次の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底することとします。

#### (開催前の対策)

- ・参加者には次の注意事項を事前に周知すること
  - 7都府県(「緊急事態宣言」が発出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県)、愛知県、岐阜県、北海道、京都府など感染が多数確認されている都道府県にお住まいの方は参加できません。
  - 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。
  - 発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できません。
  - 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いいたします。
  - 参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

(開催時の対策)

- ・参加者へ手洗いの推奨を行うこと。
- ・会場にアルコール消毒液を設置すること。
- ・①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（3つの「密」）を回避するための対応策を講じること。

本開催基準の適用は、当面、5月6日までとします。

(3)留意事項

本開催基準は、今後の国の動向や県内外の感染状況をふまえ、適宜見直すこととします。

なお、政府から緊急事態宣言が発出され、知事が定める区域として緊急事態措置が講じられた際は、その内容に基づき迅速にイベントの中止または延期の対応をとることとします。

---

## 本ページに関する問い合わせ先

### 三重県 防災対策部 危機管理課 危機管理班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁3階）

電話番号：059-224-2734 ファクス番号：059-224-2203 メールアドレス：[ki2kanri@pref.mie.lg.jp](mailto:ki2kanri@pref.mie.lg.jp)

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.

危 第 37号  
健 第 98号  
令和2年4月8日

各部（局・室）長 様  
各総合支所長 様

危機管理部長  
健康医療担当理事

新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催判断の  
考え方の見直しについて（通知）

このことについて、令和2年3月28日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び同年4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「分析・提言」という。）並びに同月3日、三重県の県主催イベント開催基準の見直しを踏まえ、感染症防止対策の徹底を図るため、同年2月27日付け危第308号、健第1824号で通知した「新型コロナウイルス感染症に係る津市主催のイベントの開催判断の考え方について」及び第3回津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した内容を見直し、下記のとおり整理しましたので、適切に運用をお願いします。

記

1 基本的な考え方

三重県は、分析・提言で感染状況を適切に表す3つの地域区分の考え方、想定が示され「感染症確認地域」であることが考えられる。

このことから、感染リスクを回避するため不特定の方が集まるイベントは感染リスクが高いものとして、中止・延期する。

また、参加者が特定できる場合においても、屋内で50名以上が集まるイベントは中止・延期とする。

なお、上記以外のイベントを開催する場合は、次の感染防止対策を徹底の上、実施できるものとする。

2 開催する場合の感染防止対策

津市が主催するイベントを実施する場合は、以下の感染防止対策を徹底す

ることとする。

(1) 参加者に注意事項を事前に周知すること

ア 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。

イ 発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できません。

ウ 「感染拡大警戒地域」をはじめ、多くの感染が確認されている都道府県にお住まいの方は参加をご遠慮いただきますようお願いいたします。

エ 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いいたします。

(2) 感染防止対策を徹底すること

ア 参加者へ手洗いの推奨

イ 会場にアルコール消毒液を設置

ウ 集団感染が生じた場合の共通点を踏まえると、特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの「密」が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いことから、このような環境を回避するための対応策の徹底

※ 参考：令和2年3月19日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言別紙「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」

3 留意事項

当該新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催判断の考え方は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大等により適宜見直すこととします。

また、政府による緊急事態宣言により三重県が指定する地域となり、知事が緊急事態措置を講じた場合は、その内容に基づき迅速にイベントの中止・延期の対応を行うこととします。



危 第 号  
健 第 号  
令和2年4月 日

各部（局・室）長 様  
各総合支所長 様

危機管理部長  
健康医療担当理事

新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催判断の  
考え方の見直しについて（通知）

このことについて、令和2年4月13日、三重県の県主催イベント開催基準の見直しを踏まえ、感染症防止対策の徹底を図るため、同月8日付け危第37号、健第98号で通知した「新型コロナウイルス感染症に係る津市主催のイベントの開催判断の考え方の見直しについて」の内容を再度見直し、下記のとおり整理しましたので、適切に運用をお願いします。

記

1 基本的な考え方

新型コロナウイルスの急速な蔓延を受けて、令和2年4月7日に政府から「緊急事態宣言」が7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）に発出されました。

三重県は対象地域ではないものの、近隣県の愛知県において感染者が急増するとともに、岐阜県においても直近1週間の感染者が前の週の2.5倍に増加し、新たなクラスターが判明するなど、三重県を取り巻く状況は急変しており、同年4月10日に三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」が宣言されました。

このことから、感染リスクを回避するため「緊急事態宣言」が発出されている7都府県内、感染拡大防止に連携して取り組む愛知県及び岐阜県内、2道府（北海道、京都府）など感染が多数確認されている道府県内で開催するイベントは、中止または延期とします。

不特定の方が集まるイベントは感染リスクが高いものとして、中止・延期します。

また、参加者が特定できる場合においても、屋内で50名以上が集まるイベントは中止・延期とします。

なお、上記以外のイベントを開催する場合でも、開催することが適切なのか慎重に検討することとし、開催する場合は、次の感染防止対策を徹底の上、実施できるものとします。

## 2 開催する場合の感染防止対策

津市が主催するイベントを実施する場合は、以下の感染防止対策を徹底することとします。

### (1) 参加者に注意事項を事前に周知すること

ア 7都府県（「緊急事態宣言」が発出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）、愛知県、岐阜県、北海道、京都府など感染が多数確認されている都道府県にお住まいの方は参加できません。

イ 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。

ウ 発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できません。

エ 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いします。

オ 参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

### (2) 感染防止対策を徹底すること

ア 参加者へ手洗いの推奨

イ 会場にアルコール消毒液を設置

ウ 集団感染が生じた場合の共通点を踏まえると、特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの「密」が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いことから、このような環境を回避するための対応策の徹底

※ 参考：令和2年3月19日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言別紙「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」

## 3 留意事項

当該新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催判断の考え方は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況等により適宜見直すこととします。

また、政府による緊急事態宣言により三重県が指定する地域となり、知事が緊急事態措置を講じた場合は、その内容に基づき迅速にイベントの中止・延期の対応を行うこととします。